

第3章 姉小路烏丸の地と大甕について

今回土壌5・14両者から出土した大甕はあまり類例のないものである。この大甕はすでによく知られている『一遍聖絵』(1299年成立)に描かれた備前福岡の市に商品として登場している(第95図)。ここに描かれた大甕はあくまで絵画史料であって、編年資料とはなりえないが、13世紀末~14世紀初頭にかけて備前焼の大甕が交易の対象となっていたことは知れる。

今回出土した多量の大甕は、従来の備前焼研究による編年では第III期に入るものである⁴⁾。この時期の実年代は間壁忠彦氏によると鎌倉時代後半から南北朝にかけてといわれている⁵⁾。

ここで調査地を含む姉小路・烏丸の地を文献の上でみてみると、鎌倉時代の初め建保3年(1215)に次のような文書がみられる。

奉渡 地壹處事

合貳戸主余貳拾陸丈

東西染丈 南北拾捌丈

在左京姉小路以北、烏丸以西、姉小路面、右件地元者卿二位家領也、而被相傳大炊御門烏丸地畢、今彼地内貳戸主余貳拾陸丈、所奉渡七条院女房治部卿殿御壺祢也、於本券者有類地之間不令相副、仍為後日證據、立新券之状如件

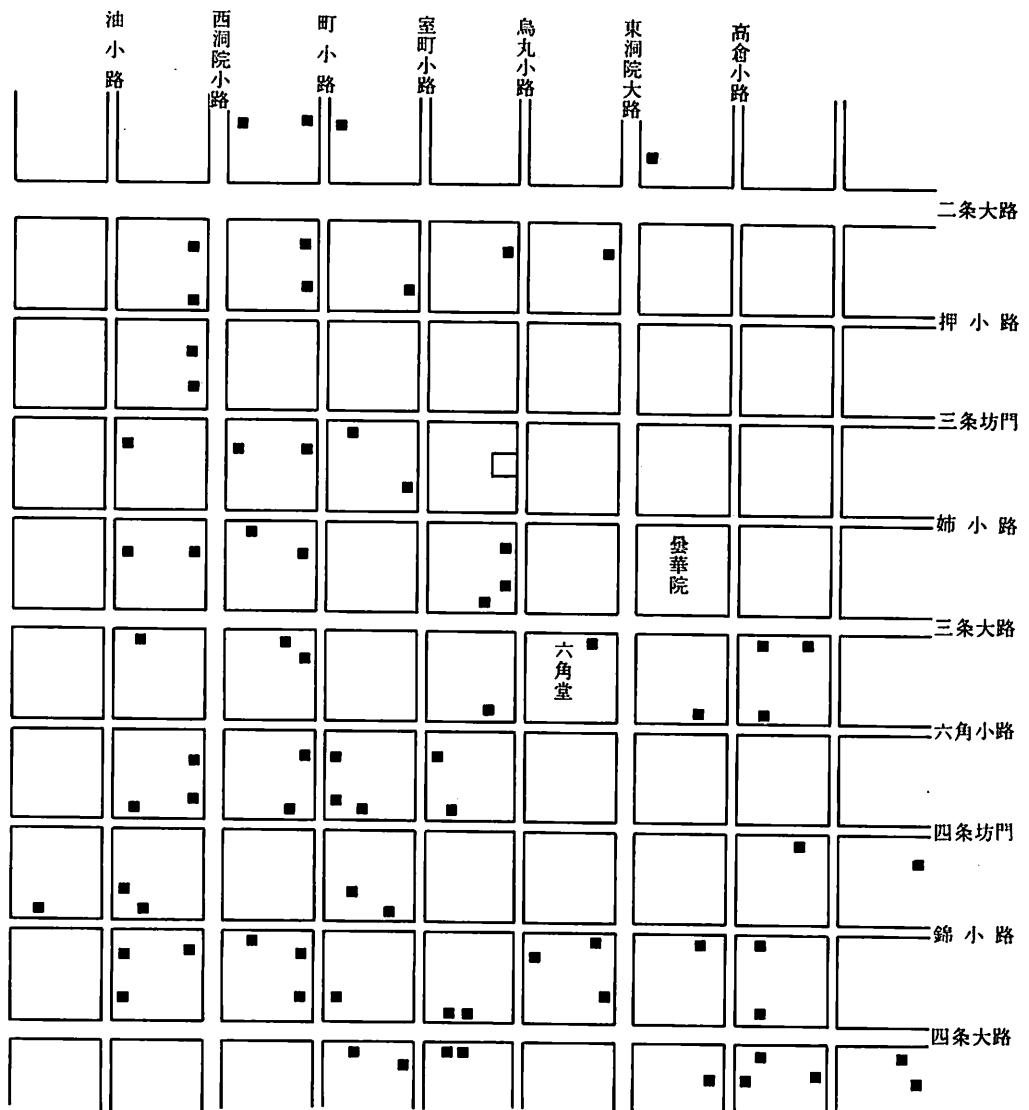
建保三年十月十八日 在判⁶⁾

この左京姉小路の北、烏丸小路の西と表示される地は姉小路に面する東西7丈、南北18丈の長方形の土地である。これを鯨尺(1尺=0.378m)で換算してみると東西26.46m、南地68.04mとなる。この数値を現在の区画に合せると、調査地は敷地の北側に入ることになる。さらに平安京造営尺(1尺=0.299m)⁷⁾で換算してみると東西20.93m、南地53.82mとなり、この場合でも北端部にかかっている。

問題は当時の姉



第95図 備前福岡の市



第 86 図 応永三二・三三年酒屋分布図

小路が果して現在と同じかどうかというところだが、まずそう大きなずれはないものと思う。

ところが、この姉小路に面するというだけでは、果して姉小路の東端か中程か不明確である。そこで同じ土地がその後どのように変遷していくのかをみてみると、建保四年(1216)に譲状⁸⁾がみられる。そこには「姉小□北西」と表示されており、姉小路の北側でその中の西寄りの地と解釈できる。

同地は寛喜四年(1232)に沽却⁹⁾され、正和元年(1312)¹⁰⁾、延文三年(1358)¹¹⁾に譲与されて最終的に貞治六年(1367)に日吉社に寄進されている¹²⁾。寛喜四年に沽去された時の副状に「あねかこうちからすまろのちのうちにしのより」とみえていて、角地ではなく西側の地であることが明

確にされている。

次に同じ姉小路烏丸の地点表示をもつ売券が今一つみられる。

放券 敷地事

合壹所者口東西拾貳丈、奥南北拾捌丈、
但、比内口登丈、奥拾丈者、与倍

在左京姉小路以北、烏丸以西、姉小路面、右件地者、明教并性蓮相傳私領也、而依有直要用、限直錢百柒拾伍貫文、相副手繼相傳之證文拾通、所沽却□尼圓心地、未來永々、更不可有他妨者也、若有違乱出来事者、相共可沙汰明之状如件

弘安九年七月廿六日

明教(花押影)

性蓮(花押影)¹³⁾

この地は奥行は前述のものと同じ18丈で、東西は12丈と広く、鯨尺では45.36m、造営尺では35.88mとなる。この地も貞治六年(1369)に祇園社に寄進されている¹⁴⁾。その時の寄進状に、

在姉小路烏丸西角北角地事

いう記載がみえ、この東西12丈・南北18丈の地が角地を占めていたことがわかり、その西隣りに前述した土地が並ぶことがわかる。そして、少なくともこの時期までは間口は姉小路に向って明けられていたことがわかる。

今回出土した大甕はまさにこの売券・譲状の残されていた時期に該当するものであるが、京都の場合はかならずしも土地の所有者と、地上に居住する人との関係は一致するとは限らず、地子銭を納めてさえいれば所有者が移動しても居住者には変更のないのが通例である。

そこで、これだけ大量の大甕を必要とするものは何かという点からみてみると、まず水・油の類いのものが考えられる。その中で、一例として酒屋についてみてみると、少し時期は新しくなるが、応永三二・三三年(1425・1426)の酒屋の分布を示す史料があるので中京の一画を限って図示してみた(第96図¹⁵⁾)。

この分布図でみる限り調査地に該当する酒屋はみられないが、その近辺にはかなりの酒屋はかなり古くから存在しており、仁和元年(1240)閏10月17日に造酒司が東西両京の酒屋に対して一字別酒一升宛の上分を徵することを出願している¹⁶⁾ことからみて、13世紀中期ごろには相当数の酒屋が存在していたことが推定できる。

今回出土した大甕が酒屋に使用されたものかどうか断定はできないが、調査地に酒屋をはじめ大甕を必要とする業種に対してそれを供給する業種の居住者がいたことはあながち無理な推測ではないだろう。そしてこれらの大甕は南北朝の動乱を乗り切れず、火災等によって破壊され、投棄されたのではないだろうか。

註

1) 白石太一・伊藤玄三・近藤喬一『平安京三条西殿跡発掘調査報告』(『平安博物館研究紀要』第3輯、京都、昭和46年)。

2) 註1)と同じ。三条西殿跡で出土しているのは、南北トレンチ中世層からで、今回のもの

と同様に壇内面中央に窪みがみられる。

3) 佐々木英夫『平安京造営尺寸法の有効数字について』(『古代文化』第233号掲載、京都、昭和53年)。

4) 間壁忠彦・間壁葭子『備前焼研究ノート』(『倉

- 敷考古館研究集報』第1・2・5号掲載、倉敷、昭和41・42・45年)。
- 5) 間壁氏は「備前焼研究ノート」(3)においてIII期の時代は「本格的に備前焼としての量産が行われ出した時期であり、鎌倉の後半期に主体があるであろう」と説明されているが、「備前」(『世界陶磁全集』第3巻所収、東京、昭和53年)では「第III期の年代が、鎌倉時代の後半から南北朝に至るころ」と推測されると説明されている。今回出土のものは南北朝に入つてからのものと考えている。
- 6) 『京都大学所蔵文書』(『鎌倉遺文』2188号)。
- 7) 註6)と同じ
- 8) 『八坂神社文書』(『鎌倉遺文』2219号)。
- 9) 『祇園社記』(続録第五)所収。
- 10) 『祇園社記』(第二十五)所収。
- 11) 同上。
- 12) 同上。
- 13) 『押小路文書見聞筆記』(四十八)(『鎌倉遺文』15949号)。
- 14) 『祇園社記』(第二十五)所収。
- 15) 『酒屋交名』(『北野天満宮史料—古文書—』所収六二号文書)。
- 16) 『平戸記』仁治元年閏十月十七日条。